

フレーズの営業状況、信用状況及び経済情勢等に左右される極めて不確定的な事柄であるから、本件債権を譲り受けあるいは差し押さえようとする第三者から債権の存否ないしはその帰属に関する照会があつた場合、債務者である

株式会社ダイエーがこれについての認識を確定的かつ確実に表示することは著しく困難であるというべきである。そうであるとすれば、本件において、本件譲渡担保設定通知に本件債権の株式会社ベストフレーズから原告に対する譲渡についての第三者対抗力を認める

ことは、民法四六七条一項の趣旨に反するものといわざるを得ない。

4 右の検討によれば、原告において、本件譲渡担保設定通知によって、本件債権の株式会社ベストフレーズから原告に対する譲渡についての第三者対抗要件を具備したものと解することはできないというほかはない。

三 小括

したがつて、原告は、本件債権譲渡担保設定契約に基づき本件債権を株式会社ベストフレーズから譲り受けたことをもって、本件債権を差し押さえた被告国に対し、対抗することはできない。

第四 結論

以上のとおりであるから、原告の請求は、いざれも理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法六一条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官川勝隆之)

別紙 供託目録（省略）

3 民・商事、民法、一般不法行為

公道に敷設されたピニールマット上の不法行為責任が否定された事例

〔東京地裁平一〇(フ)第三二〇二号、損害賠償請求事件、平一一・4・22民事第一四部判決、請求棄却・控訴〕

【参照条文】 民法七〇九条

〈解説〉

一 本件は、Yがビル新築工事を実施するため公道上に塩化ビニール樹脂製の歩行マットを敷設していたところ、雨に濡れた歩行マット上で

X（女性・七〇歳）が転倒し負傷したため、XがYに対し、歩行マットが安全性に欠けていたことなどを理由として、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

二 Xは、①歩行マットは非常に滑りやすいもので、歩行者にとっての安全性を欠いていた、②歩行マットは建築土木現場において使用することを目的とするものであつたのに

一般人が歩行する公道上に敷設されおり目的外使用であつた、③歩行マットの敷設方法は不適切であつた、などと主張した。これに対し、Yは、①歩行マットの安全性に問題はない、②歩行マットは一般人の歩行も予定されていた、③歩行マットの敷設状況に危険な点はなかつた、

などと反論した。

本判決は、以下のように述べて、Xの請求を棄却した。①「すべり抵抗係数（CSR値）は〇・四以上が安全とされているところ、Yが提出した試験結果によれば歩行マットの

CSR値は水及びダストを散布したことにおいても許容範囲内に収まっているから、歩行マットの安全性には問題はない、②歩行マットは建築土木工事現場においてのみ使用されることを目的としたものではなく、一般人が歩行することが予定される場所での使用もその目的となつていった、③Xの転倒時に歩行マットの敷設状況が安全性を欠く程度にまで至つたとは認められない。

三 滑つて転倒したこと理由として損害賠償請求がなされた事案に関する裁判例は、公刊物に掲載されたものとしては、冬期早朝に自宅前の私道に撒水しこれが凍結したため転倒した事案（東京地判昭45・10・23判時六一八号五三頁）、公道上に放置された生石灰上で滑つて転倒した事案（東京地判昭52・11・10交民一〇卷六号一六〇九頁）、テラゾタイル上で滑つて転倒した事案（神戸地判昭58・8・25本誌五一〇号一四五頁、判時一〇九三号一七頁）、官庁食堂の床にこぼれた残汁で滑つて転倒した事案（東京地判昭62・4・8本誌六五一号一七四頁、その控訴審判決である東京高判昭63・9・28判時一二九四号三七頁、東高時報三九卷九一二号六二頁）、テラゾブロック上で滑つて転倒した事案（大阪地判平4・12・21判自一一三号

六二頁、交民二五卷六号一四七〇頁）、スポーツクラブの廊下で滑つて転倒した事案（東京地判平9・2・13本誌九五三号二〇八頁、判時一六二七号一二九頁）などがある。

四 本件のように、滑つて転倒した事案においては、歩行マットやブロック（タイル）それ自体の安全性が大きな争点となることが考えられる。前掲神戸地判昭58・8・25及び前掲大阪地判平4・12・21においても本件と同様にテラゾブロック（タイル）の安全性が最大の争点となつたものであるが、いずれの判決もテラゾブロック（タイル）のCSR値を判断材料としてその安全性を肯定しており、本判決もこれと同様の手法によつたものである。

このように、すべりの程度を裁判所が判断するに当たつては鑑定を実施することも考えられようが（実際、前掲大阪地判平4・12・21においては鑑定が実施されているようである）、本判決は、Y提出の試験結果は、東京工業大学教授という第三者に依頼して得られたものであること、Xの転倒事故以後に実施された試験はX転倒前になされた試験結果と比較しても合理的であることから、その信用性を肯定できるとし、裁判所において鑑定を実施することなく歩行マットの安全性を肯定した。

五 本判決は、歩行マットそれ自体の安全性を肯定し、さらにXの主張逐一反論する形でYの不法行為責任はないと判断した。本件では、

歩行マットそれ自体の安全性に問題はないというのであるから、歩行マットに油が付着するなどして滑りやすい状態にあつたり、歩行マットが極めて不安定な状態にあつたにもかかわらず、Yがこれを放置しているなどの特段の事情のない限り、Yの不法行為責任を問うことは困難であるといえよう。

なお、本判決がその末尾で指摘しているように、仮に本件の歩行マットそれ自体が安全性を欠くものであつた場合であつても、Yは、広範用途で使用が可能である旨明記された歩行マットのパンフレットを信頼して歩行マットを敷設したのであるから、歩行マット上で転倒事故について歩行マットのメーカーの責任が生じることがあっても、これを敷設したYの不法行為責任を問うことには、特段の事情のない限り難しいものと思われる。

六 本判決は、特段新しい判断を示したものではないが、今後このようない訴訟が増加することも予想され、歩行者が滑つて転倒したというこれまで類例の少なかつた事案に関する裁判例として、実務上参考となる。

(関係人一部仮名)

原 告 甲 野 花 子
右訴訟代理人弁護士 白 上 孝千代
被 告 不二建業株式会社
右代表者代表取締役 坂東司朗
右訴訟代理人弁護士

同 同 同 同 同
主 文 坂 東 則 子
石 田 香 紳 苗 二
澤 田 雄 苗 二
第一 請求
一 原告の請求を棄却する。
二 訴訟費用は原告の負担とする。
事実及び理由

被告は、原告に対し、金三九一五万二〇九一円及びこれに対する平成九年三月一六日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

本件は、被告が道路上に敷設したビニールシート(マット)上を歩行していた原告が滑つて転倒し、負傷したことにつき、原告が被告に対し、右事故は、右ビニールシート(マット)が非常に滑りやすかつたためであると主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

一 前提事実(証拠を掲げない事実)

1 原告は、平成九年三月一六日午後二時四〇分ころ、東京都渋谷区神宮前(番地略)先道路(以下「本件道路」という。)を青山通りから自宅に向かって歩行中、滑つて転倒した(以下「本件事故」という。)(甲一六、甲一七、証人甲野、原告本人)

2 原告は、本件事故によつて左大腿骨頸部を骨折し、人工骨頭置換手術を受けた。(甲一、甲二、甲一七、原告本人)

3 被告は、本件事故当時、東京

都渋谷区神宮前五丁目(番地略)(以下「本件土地」という。)においてビル新築工事(以下「本件工事」という。)を請け負つていた。被告は本件工事のために、本件土地に通じる本件道路上を重量建設機械や土石建築材料運搬車両等を通行させる必要があつたが、本件道路の地下には近隣建物の生活排水陶管が埋設されていたため、その損壊を避けるため、青山通りから本件土地に通じる、簡易舗装されていた本件道路の上に、幅約四・五メートル、長さ九〇メートルにわたつて、鉄板を敷き、その上に塩化ビニール樹脂製のマット(以下「本件マット」という。)を敷設して鐵板を覆つていた。本件事故は、本件マット上で発生した。(乙一、乙三の一二ないし一五、乙一、証人乙川)

二 爭点及び争点に関する当事者の主張

1 原告が本件道路上での本件事故により傷害を被つたことにつき、被告が本件道路上に敷設した本件マット自体が安全性を欠いていた、あるいは、被告による本件マットの使用方法が適切を欠くといった事実が存し、被告に本件道路上を歩行する歩行者の安全のための措置を採らなかつた過失があつたといえるか。

(一) 本件マット自体が歩行者にとって安全性を欠いていたか。
(原告訴の主張)

本件マットは、安全性の高い地下足袋、ゴム長靴等を履いた作業員が歩行する建築土木工事現場において使用することを目的とするものであり、一般公衆が歩行することを目的とするものではない。にもかかわらず、被告が本件マットを一般公衆が歩行する本件道路上に敷設したことは、目的外の使用者である。

本件マットは、新品であつて、水濡れを許さない、すべすべした光沢のある、周密な組織を有するものであり、通常の道路におけるアスファルト舗装

に比べて摩擦係数が非常に劣るものであつた。加えて、本件事故時、本件マットは雨で濡れており、一層滑りやすくなつていた。原告としては、本件道路上を注意しながら歩行していたにもかかわらず本件事故に至つたもので、被告が本件道路上にこのように滑りやすい本件マットを敷設したことについては、本件道路上を歩行する歩行者の安全を確保することを怠つた過失がある。

(被告の主張)

本件マットは、安全・快適な歩行という使用目的に適うよう、滑り抵抗等を計算して開発されたものであり、その開発途上において安全性について十分な試験を行い、安全性を確認したうえで製造されているものであり、製品である本件マットに性能面での問題は全くない。

(二) 被告が本件道路上に敷設する素材として本件マットを選択したことが目的外使用にあたるか。
(原告の主張)

本件マットは、安全性能を欠いていたといつたが、本件マットが歩行する建築土木工事現場において使用することを目的とするものであり、一般公衆が歩行することを目的とするものではない。にもかかわらず、被告が本件マットを一般公衆が歩行する本件道路上に敷設したことは、目的外の使用者である。

的外の使用ではない。

(三) 本件事故時の本件マットの敷設状況が適切さを欠き、その結果本件事故に至ったといえるか。

(原告の主張)

本件事故時、本件マットの下に敷かれていた鉄板相互間及び鉄板と路面との間には隙間や凹凸があつて不安定であつた。そのため、その上に敷かれた本件マット自体にも皺があつたり、鉄板の隙間や凹凸の結果を反映して引っかかりやすかつた。また、本件マット及びその下に敷かれた鉄板は、中央部が高く両端に向かって傾斜しているという道路の傾斜に従つたままであつた。このように、本件事故は、被告による本件マットの敷設方法が適切さを欠いたことにより起つたものである。

(被告の主張)

本件事故当時、本件マットは、本件道路上にほぼ水平に敷設されており、歩行者にとつて危険な敷設状況ではなかつた。余の主張は、考慮する必要はない。

(原告の主張)

本件事故は、原告が本件マットの凹凸に躊躇して転倒したとか、あるいは本件マットが足元でずれたために転倒したというものでないから、原告のその歩行者にとつて危険な敷設状況ではなかつた。

(原告の主張)

本件事故直後から平成九年五月二日まで厚生中央病院に入院し、リハビリテーションを行つた。

本件事故により原告は、歩行障害が

残り、杖をついて五〇〇メートル以内、一キログラム以内の荷物を提げて一〇メートル以内の歩行しかできず、家事労働もほとんどできなくなつた。原告の右障害は、後遺障害別等級七級九号に該当する。

(二) 原告が本件事故により被つた損害額は以下の合計四〇二九万四六〇円である。これに対し、被告は、一一四万二五一〇円を支払つたのみである。

治療費	五四万二五一〇円
休業損害	三七万九二二六円
逸失利益	二六二八万二八六五円
慰謝料	一五八万円
後遺症慰謝料	一〇五一万円
弁護士費用	一〇〇万円

(被告の主張)

被告が原告に一一四万二五一〇円を支払つたことは認めるが、原告の損害及びその額については知らない。

第三 爭点に対する判断

一 前記前提事実並びに証拠及び論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

1 本件事故の状況

(一) 原告は大正一五年三月一八日生まれで、本件事故当時は、七〇歳であり、主婦として家計を切り盛りするほか、夫である甲野太郎が営んでいた。

(二) 原告は、平成九年三月一六日、三越日本橋店において漬物を購入した後、地下鉄銀座線三越前駅から地

下鉄に乗車し、表参道駅で下車して自

宅へと向かつた。(甲一七、原告本人)

(三) 原告は、右同日午後一時四

〇分ころ、青山通りから「中島ビル」

の角を右折して本件道路へと入つた。

原告は、右中島ビルから約五〇メートルほど本件道路を歩き、「びゅあビル」

一階の割烹料理店「湖月」の前の本件

道路の進行方向右側路端より五〇セン

チメートル付近を歩行していたところ、右足を右横方向に滑らせ、股裂き

の状態で左腰のほうから本件道路に落

下して転倒した。(甲一七、原告本人)

本件事故時、原告は、片手に折り畳み傘と買物袋を持ち、反対の手にハン

ドバッグをさげ、かかとに硬質ゴムを

打ちつけたパンプスを履いていた。(甲

七、甲一七、原告本人)

(四) 原告の夫である甲野太郎

は、原告が転倒したのを原告宅前道路上で目撃して、本件事故現場に駆けつけ、救急車を呼んだ。やつてきた救急

隊員は原告をストレッチャーに乗せて

救急車に運び入れ、原告を厚生中央病

院まで搬送した。(甲一六、甲一七、証

人甲野、原告本人)

右救急隊員は、原告を搬送する際、「路面のビニールシートが滑るから注意するように。」「ビニールシートはスリップするぞ。注意して行け。」などと

発言していた。(甲一六、甲一七、証人

甲野、原告本人)

(五) 本件事故が発生した当日

は、前日からの小雨が降つたりやんだりしていたが、本件事故時には雨はや

んでいた。しかし、本件マットは雨で

濡れたままとなつていた。(甲一六、甲

一七、証人甲野、原告本人)

(六) 本件事故が発生した現場

は、原告宅から一〇〇メートルほど離れたところにあり、原告は本件道路を

頻繁に利用していた。また、本件工事にあたつては、本件道路に工事中である旨の看板が設置されており、本件道路がそのための仮設道路として使用されていること、本件土地で本件工事が行われていることは一見して明らかになつた。(乙一、証人乙川、証

人甲野、原告本人、弁論の全趣旨)

2 本件マットの敷設状況

(一) 被告の従業員で、本件工事

は、本件道路上に鉄板及び歩行用マットを敷設するにあたつて、本件マット

のパンフレットを検討し、本件マット

のメーカーから説明を受けたうえで、

本件マットを使用することを決定し

た。乙川は、本件マットを使用するの

は本件工事は初めてであった。(証人乙

川)

(二) 被告は、本件工事を実施するため本件道路上に鉄板を敷設するに先立ち、平成九年一月二八日、本件道路の使用許可申請をし、同月三〇日、警視庁渋谷警察署長より右許可を得た。被告は、右申請の際、本件道路に敷設する鉄板上に歩行用マットを敷設する旨を申請書の添付図面に記載し、

本件マットを渋谷警察署に持参してい

る。また、被告は、同年八月一八日、

本件道路の使用許可延長申請をし、同

月二一日、警視庁渋谷警察署長から右

許可を得た。被告は、右申請の際、本件マツトのパンフレットの写しを申請書に添付している。(乙二の一ないし一八、乙三の一ないし三一、乙一一、証人乙川)

(三) 被告は、平成九年二月初めころ、本件道路に本件マットを敷設した。(甲一四、甲一六、甲一七、乙一一、証人乙川、証人甲野、原告本人)

〔四〕 被告は平成九年一月ころ、本件道路に本件マットを敷設するにあたっては、まず本件道路上に厚さ約一〇ミリメートルの「ショックトル」と称する緩衝材を敷き、その上に厚さ約二二ミリメートルの鉄板を配置し、さらにその上に、全面にわたって複数のマット、を設置し、本件マッ

校の本件マントを剥き、本件マントを接着剤とガムテープで固定した。
(甲三)ないし六、乙三の一五、乙一、
証人乙川、証人甲野)

(五) 被告は 本件事故後 砂か
混合された接着剤を本件マットに塗布
した。(甲三ないし六、甲一四、甲一六、

乙一一、証人乙川、証人甲野
(内) 本件事故後、乙川は、本件
道路を除いては、本件マツトを使用し
ていない。(証人乙川)

3 本件マットの歩行上の安全性
（一）本件マットは、軟質塩化ビニール樹脂を主原料とする、厚さ約二ミリメートル、幅九一・〇センチメートル、長さ一〇メートルのマットであり、丸井産業株式会社が「マルイ歩行マット」の名称で商品として販売している。（乙一、乙八）

(二) 本件マットのメーカーであ

るシーアイ化成株式会社（以下「シーアイ化成」という。）は、本件マットの販売に先立ち、本件マットの歩行上の安全性をテストするため、本件事故前である平成五年九月、すべりに関する専門家である東京工業大学教授小野英哲教授（以下「小野教授」という。）に本件マットの試験を依頼した。（乙八ないし一〇）

小野教授は、右依頼を受けて、本件マットとほぼ同種のサンプルの安全性について試験したところ、右サンプルのすべり抵抗係数（以下「CSR値」という。）は以下のとおりであった（なお、以下の「すべり片」とは、歩行が想定される履物を指す。）。（乙四の一ないし乙五、弁論の全趣旨）

すべり片	サンプルの状態	CSR値
長靴	清掃状態	○・八七八
足袋	右同	一・〇〇四
長靴	水及びダスト散布	○・七〇〇
足袋	右同	○・七一八

（三）シーアイ化成は、本件事故の報告を受けて、平成九年七月、本件マットの安全性に関する試験を、再び小野教授に依頼した。（乙八）

小野教授は、右依頼を受けて、本件マットと同一のサンプルの安全性について試験したところ、本件マットのCSR値は以下のとおりであった。（乙六の一ないし乙七）

すべり片	サンプルの状態	CSR値
紳士靴	清掃状態	○・六二八
婦人靴	右同	○・八四七
紳士靴	水及びダスト散布	

るシーアイ化成株式会社（以下「シー
アイ化成」という。）は、本件マットの
販売に先立ち、本件マットの歩行上の
安全性をテストするため、本件事故前
である平成五年九月、すべりに関する
専門家である東京工業大学教授小野英
哲教授（以下「小野教授」という。）に
本件マットの試験を依頼した。（乙八な
いし一〇）

(四) 通常の歩行を想定した場合、おむねCSR値は〇・四以上〇・八ないし一・〇以下が許容範囲とされ、右範囲を逸脱する場合は安全性に欠けるとされている(CSR値が低いほど滑りやすい)。(乙四の六、乙六の五、乙九、乙一〇)

(4) その他、広巾用途で御使用頂けます。

(五) 本件マツトは、平成六年六月ころに販売が開始され、平成一〇年一〇月までの時点で合計一万一〇〇〇メートル以上が販売されたが、シアア化成には、本件事故を除き、本件マツトに関する事故は報告されていない。

ト上を多数の一般的の歩行者が通行することは当然に予想されたのであるから、被告としては、一般的の歩行者が転倒等の不測の事故に遭わないよう、これら歩行者の歩行上十分な安全性のあるマット等を選択したうえ、さらにつららのマット等を適切に敷設する注

(一) 本件マットのパンフレット
(乙二)には、本件マットの主な施行例として、「現場前の通行歩道路に」「現

注意義務を負っていたというべきである。そこで、以下、右の注意義務を被告が怠つたといえるかという観点から、前記一で認定した事実を前提にし

て本件の争点について判断する。

〔二〕右バンフレットには、本件

とて安全性能を欠いていたか
(一) 前記認定のとおり、小野教
授の右各試験の結果によれば、本件

(1) 建築土木現場内・外に仮設用として使用する、軟質塩化ビニールマツトです。

マットのCSR値は、水及びダストを散布した状態においても最低で〇・五五九（紳士靴をすべり片とした場合の

(2) ノンスリップ性能に優れたドーナツ模様を採用し、環境に優しい、うまい色の高級感有り、反役用マット。

右各試験の結果については、その信
頼性を疑つせるような事情は寺_ニ存し
値)である。

(3) 工事中の出入り口や階段に、ま
くいす色の高級感有る仮説用で、一
です。

賴性を疑はざる。本事件に特に不満はない。それどころか、右各試験は東京工業大学の小野教授という第三者に依

た、床材等の養生用としても御利用頂けます。

頼してなされたものであること 小野教授はすべりに関する専門家であるこ

と、右各試験のうち一回目の試験は本事故以前になされた二回目の試験も一回目の試験の結果と比べるとその結果は合理的なものであると評価できることからすると、右各試験の信頼性は十分あるものというべきである。そして、CSR値は〇・四以上が安全とされておりことからすると、本件マットのCSR値は安全と評価できる範囲内に収まっているのであるから、本件マット自身の安全性能に問題はないといえる。

(二) これに対し、原告は、本件マットの安全性能を試験するには「制動停止距離法」によるべきであると主張する。しかし、その主張の根拠は明らかではなく、また、制動停止距離法によつた場合、本件マットが安全性に欠けるという結果が得られるとの証拠もない。

また、原告は、前記各試験は人間が歩行するメカニズムに則つたものではないから、原告の歩行中に発生した本件事故の現実にそわないと主張する。しかし、小野教授の報告書（乙四）やないし三〇、乙六の一ないし二〇）や同教授らの論文（乙九、乙一〇）においては、許容範囲とされるCSR値は通常の歩行を想定して定められているのであって、右各試験は人間の歩行を念頭に置いたものであることは明らかである。

さらに、原告は、通常の道路におけるアスファルト舗装に比べて本件マットは滑りやすいと主張する。確かに、

本件マットが水に濡れている場合、アスファルト舗装に比べて滑りやすいことは容易に推測できるというべきであるし、小野教授の前記各試験の結果によれば、本件マットは清掃状態の場合に比べて水及びダストを散布した場合のほうがよりCSR値は低く、滑りやすくなっていることが認められる。しかし、本件マットを過度に滑りにくくすれば、歩行する際の快適さを損つたり、かえつてつまずきなどによる事故が発生する危険性が増加することも考えられるのであるから、本件マットがアスファルト舗装と同程度の滑りにくさを有しない限り安全性に欠けるとするのは妥当ではない。

(三) なお、本件事故の発生直後、現場に臨場した救急隊員が、「路面のビニールシートが滑るから注意するようだ。注意して行け。」などと発言していることは前記認定のとおりであるが、これは、救急隊員としては、本件マットが安全であるか否かはその場で明確には確認できないから、本件マット上で原告が転倒したことふまえ、いわゆる二次災害のおそれも念頭に置いて、より慎重な行動をとるべきなされた発言にすぎないと考えられる。したがつて、右発言をもつてただちに本件マットが安全性に欠けるとするることはできない。

また、被告は、本件事故後、砂が混合された接着剤を本件マットに塗布して本件マットをより滑りにくくしていること、乙川は、本件事故後、本件道

路を除いては本件マットを使用していないことも前記認定のとおりである。が、これらは本件事故が発生したことを見ると、本件マットが安全性に欠けるとすることができない。

2 本件マットを選択、使用したことが目的外使用にあたるか

(一) 前記認定のとおり、本件マットのパンフレット（乙一）には、本件マットの主な施工例として、現場前の通行歩行路、現場事務所出入り口用、コンクリート養生歩行路等が挙げられている。また、右パンフレットには、本件マットの特長として、建築土木現場内のみならずその外においても使用すること、ノンスリップ性能に優れている。また、右パンフレットによれば、「養生」との記載があること、乙第二号証の一七及び乙第三号証の二六（建築パーツ総合カタログの写し）によれば、「養生」との記載があるページに本件マットが掲載されていること、乙第一八号証のパンフレットにあるようゴムマットを敷設すべきであつて、そうすれば、本件事故は防ぐことができたと主張する。

確かに、右丙山の陳述書（乙八）においてのみ限定する旨の記載は存しない。さらに、本件マットの開発においては、本件マットの開発にあたつたシニア化成の丙山一郎の陳述書（乙八）には、「本件マットの開発にあたつては、主として歩行頻度の高い建築作業員を想定しながらも、従として建築作業員を想定しながらも、従として通行人なども想定していた。」との記載がある。

これらを総合すれば、本件マットが建築土木工事現場においてのみ使用されることを目的としたものであるとは認められず、むしろ、一般人が通行す

ることが予定される場所での使用もその目的となっていたものと認められる。

行せざるを得ないことはままあるのであるから、右「歩道路」は一般人の通行を予定しているものというべきである。そうすると、原告が主張する右パンフレットの記載については、本件マットが主として建築土木工事現場において使用されることが想定されていることによるものにすぎず、これをもつてお本件マットは一般人の歩行が予定されていなかつたと認めるることはできないから、被告が本件道路上に本件マットを敷設したことは、本件マットに予定されていた用法の範囲内であつたと認めるべきである。

3 本件事故時の本件マットの敷設状況

原告は、本件事故時、本件マットは、破があつたり、引つかかりやすい状態であり、傾斜したままになつていたと主張し、T、証人甲野及び原告本人もこれを裏付ける供述をする（甲一四、甲一六、甲一七、証人甲野、原告本人）。しかし、証人乙川はこれを否定する供述をしているし、本件事故後約半月後に撮影された本件事故現場の写真（甲二）を見ても、本件マットとは別の緑色マットがめくれている状況は認められるものの、右緑色マットの周囲に敷設された本件マットは特段破が寄つていて、引つかかりやすい状況にあると認めるることはできない。また、本件事故後約八か月後に撮影された本件事故現場の写真（甲四ないし六）を見ると、本件マットにわざかに破が生じていて、本件マットの一部が破れてその部分がわざかにめくれあがつてい

ることは認められるが、それらが歩行に支障を生じる程度にまで至つてはいる。そうすると、原告が主張する右パンフレットの記載については、本件マットが主として建築土木工事現場におけるものにすぎず、これをもつてお本件マットは一般人の歩行が予定されていなかつたと認めるべきである。

4 その他の事情

(一) 本件事故は白昼発生したものであつて、本件道路に本件マットが敷設されており、それが雨で濡れていたことは容易に認識可能であつた。

(二) 本件マットについては本件事故以外に転倒事故が発生したと認めることに足りる証拠はない。

5 以上1ないし4で検討した結果によれば、本件マットについては、小野教授の鑑定の結果に照らしても、雨に濡れた場合にはアスファルト舗装に比べてある程度は滑りやすくなるとはいえるが、歩行者が通常歩行する際の完全性を欠いていたとまで認める余地はないし、被告の担当者が本件道路に敷設したことを予定して、被告が本件マットを選択したことやその敷設方法について被告の側に特段の注意義務違反が存したとは認められないから、結局、原告の請求は理由がないことに帰すると言わざるを得ない。

第四 結論

以上の次第であつて、本件マット上で原告の転倒による傷害という不幸な事態が生じたことは事実であるが、本件事故による損害賠償責任を被告が負担するべきかという観点からすると、本件マットの安全性については、特段の問題点は認められないし、本件道路を歩行者が歩行することを予定して、被告が本件マットを選択したことやその敷設方法について被告の側に特段の注意義務違反が存したとは認められないから、結局、原告の請求は理由がないことに帰すると言わざるを得ない。

よつて、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官西岡清一郎 裁判官武藤貴明 裁判官見米正は転任のため署名押印できない。裁判長裁判官西岡清一郎）

通院治療中の患者が糖尿病を発症して後に死亡した場合に、治療を担当

4 民・商事、民法、医療過誤